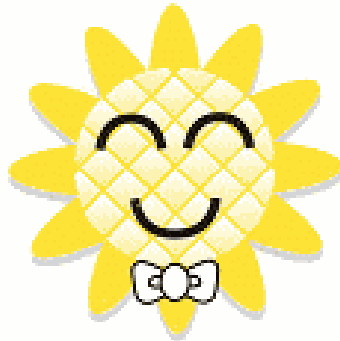


令和5年度 放課後児童健全育成事業 ふれあいクラブ入所のご案内



令和5年度4月入所 申込受付スケジュール

受付期間 令和4年12月1日(木)～12月16日(金)

※土・日・祝日を除く 【期間厳守】

受付時間 8:45～17:15

受付場所 小野市市民福祉部子育て支援課

(小野市役所本庁舎2階)

※受付期間終了後も、定員に空きがあれば受付をしますが、期間内の申込分を最優先します。

お問い合わせ先

小野市市民福祉部子育て支援課保育係

0794-63-1000 (内線612)

1 ふれあいクラブとは

小野市内の 8 小学校で実施している、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の総称です。両親や祖父母が働いているため、放課後に家庭での保育が受けられない児童を対象に、小学校の空き教室などを活用し、安心して過ごせる場づくりをしています。また、異学年での集団生活や遊びを通して、自主性や社会性を育むことを目指しています。尚、令和 2 年度から小野市が委託する業者が、市や地域と連携を図りながら運営しております。

小学校名	クラブ名	小学校名	クラブ名
小野小学校	のびのびクラブ	大部小学校	きらきらクラブ
小野東小学校	すくすくクラブ	中番小学校	すきっぷクラブ
市場小学校	にこにこクラブ	下東条小学校	なかよしクラブ
来住小学校	ほのぼのクラブ	河合小学校	わくわくクラブ

2 対象児童

小野市内の小学校に通う、集団生活が可能な小学生（4 年生以上については、ひとり親家庭または障がいなどのため配慮の必要な児童）で、以下のいずれかに当てはまる場合。

- ① 両親や祖父母など、同じ敷地内に住む 65 歳未満の家族全員が、仕事などのため放課後に児童を保育することができない
- ② 児童の母が、産前産後 2 か月以内
利用期間は、産前 8 週の属する月から産後 8 週の属する月まで
例：6 月 15 日出産の場合、4 月 1 日から 8 月 31 日まで



「求職活動中」「休職中」「育児休業中」は対象となりません。

- 育児休業中の場合は、復帰日の属する月の前月 1 日～20 日の間に申込をしてください。（年度途中の場合は、希望のクラブに空きがない場合があります。事前に空き状況をご確認ください。）
- アレルギーや障がいのある児童や、生活支援の必要な児童は、必ず申込前にご相談ください。必要に応じて、面談や相談機関への照会をさせていただきます。また、ふれあいクラブでの受入が難しい場合は、タイムケアや放課後等デイサービスをご紹介することがあります。
- 利用の対象外（保護者の求職活動や育児休業など）になった場合は、年度の途中であっても入所決定を取り消します。

3 開所日と時間

		7:30	8:00	授業終了	18:00	19:00
学期中	月～金			←	→	→
	振替休日		←	→	→	→
長期休業期間	月～金	←	←	→	→	→
通年	第2・4土		←	→	→	→

早朝保育
延長保育

- 通常の保育時間は、授業終了後（振替休日や長期休業期間は8時）から18時までです。
- 早朝保育や延長保育の利用には、「延長・早朝利用届」提出が必要です。
- 第2・4土曜日の利用には、「土曜日利用届」の提出が必要です。また、「おのっこクラブ（神戸電鉄小野駅ビル3階）」での保育となります。
- 以下の日はお休みです。
 - ・4月1日（準備日）、お盆（学校閉庁期間）、12月29日～翌年の1月3日
 - ・第1・3・5土曜日、日曜日、祝日（第2・4土曜日の場合は開所します）
 - ・感染症による学校閉鎖日、警報発令等による学校の臨時休校日、市長が必要と認めた日

4 利用料

種類	金額	お支払日	お支払方法
基本利用料	月額 6,500 円 (8月は 12,000 円)	利用の当月末(金融機関が休業日の場合は翌営業日)	口座振替 (市が徴収)
延長保育利用料	月額 2,000 円		
早朝保育利用料	日額 50 円×開所日数 (金額は別途お知らせします)		
土曜日保育利用料	日額 1,000 円	利用の翌月末(金融機関が休業日の場合は翌営業日)	
おやつ代・雑費	月額 1,500 円 (土曜日は日額 60 円)	平日分：別途連絡します 土曜日分：利用当日に徴収します	口座振替 (クラブの運営事業所が徴収します)

- 利用料の日割りはありません。
- 利用料を3か月分以上滞納された場合は、入所決定を取り消します。
- 生活保護世帯や市民税非課税世帯を対象に、利用料の減免制度があります。生活保護世帯は令和5年3月末までに、市民税非課税世帯については、

令和5年5月末までに、子育て支援課窓口（市役所2階）にて、申請してください。6月以降の申請については原則、翌月からの減免適用となります。

5 申込について

受付期間	令和4年12月1日（木）～12月16日（金） ※土・日・祝日を除く 【期間厳守】
受付時間	8：45～17：15
受付場所	小野市市民福祉部子育て支援課（小野市役所本庁舎2階）

■ 申請書類は子育て支援課と各クラブにあります。また、小野市のホームページからダウンロードすることも可能です。（口座振替依頼書を除く）

⚠ 必要な書類が全て揃っている状態で受付をします。不足や記入漏れによる利用不許可を防ぐため、原則郵送や電子メールでの受付はできません。

⚠ 受付期間終了後に、申込クラブを変更することはできません。転校や引っ越しの予定がある場合は、必ず転入先のクラブ名で申込をしてください。

■ 受付期間終了後も、定員に空きがあれば受付をしますが、いかなる理由があっても期間内の申込分を最優先します。


6 必要な書類

⚠ 【全員ご提出ください】

- ① 利用申込書兼家庭調査書
- ② 在籍児童個票
- ③ 入所要件の証明書

※祖父母などと世帯を分離していても、同居（同じ住所など）しており、かつ65歳未満の場合は、祖父母などの証明書も必要です。

入所が必要な理由	証明書	
就労 （会社員やパート）	「保護者の勤務証明」のうち、①勤務証明書または②内職証明書 ※勤務先で事業主などが記入し、法人印を受けてください。 ※掛け持ちをしている方は、その分もご提出ください。	
就労 （自営業や農業）	「保護者の勤務証明」のうち、③家庭内就労届兼確認書 ※本人が記入し、民生児童委員の確認を受けてください。 ※掛け持ちをしている方は、その分もご提出ください。	
妊娠・出産	母子手帳の写し（母の氏名、分娩予定日の分かるもの）	
同居病人の看護・介護	診断書や手帳（有効期間内のもの）の写し	同居病人の看護等状況調査票
就学	在学証明書など	時間割
疾病・障がい	診断書や手帳（有効期間内のもの）の写し	

 【初めて申込をする児童分のみご提出ください】

- ④ 口座振替依頼書（利用料）

【利用希望者のみご提出ください】

- ⑤ 延長・早朝利用届
⑥ 土曜日利用届

【小野市外から転入予定の方はご提出ください】

- ⑦ 転入先の住所が分かる書類（土地や物件の契約書の写しなど）
【障がいのある児童や療育を受けている児童のみご提出ください】
⑧ 障害者手帳や療育手帳の写し

7 入所決定のお知らせについて

入所の可否については、令和5年2月上旬頃に郵送で通知する予定です。

申込者数が各クラブの定員を超えた場合は、申込期限までに書類を全て提出された方を対象に、児童の学年や保護者の就労状況などにより審査を行い、優先度の高い児童から入所を決定します。ご理解をいただきますようお願いいたします。

定員超過のため待機となった児童には、途中月退所の児童により空きができましたら、順番に入所案内のご連絡をさせていただきます。

また、待機となった児童は、長期休業期間（夏休みなど）に限り、空きのある自校や他校のクラブを利用できる場合があります。夏休みの利用については、6月頃にアンケートをご自宅にお送りし、意向をお尋ねします。

- 小野市が委託するふれあいクラブの他に、神戸電鉄株式会社が運営する「おのっこクラブ」があります。おのっこクラブの申込書類配付は1月下旬頃から、受付は2月頃の予定です。
- 入所決定後に、入所辞退する場合は、2月末までに子育て支援課まで必ずご連絡ください。利用申し込み辞退届を提出していただきます。

8 利用のルール（抜粋）

- 必ず保護者がクラブの前まで送迎を行ってください。保護者による送迎が難しいときは、代理の方（18歳以上・高校生不可）や、「おの育児ファミリーサポートセンター」(要事前登録:0794-63-3611)でご対応ください。

- クラブをお休みするときは、必ず学校とクラブの両方に連絡を入れてください。保護者からの連絡がなく欠席されると、お子様の所在が確認できなくなることもあり、大変危険です。
- 特に、新型コロナウイルス関係でお休みされる場合は、クラブの安全運営の為、ご家庭内の感染状況を詳しくお尋ねしますので、ご協力の程、お願いいたします。
- 車で送迎される場合は、必ず所定の駐車場に車をとめてください。
- 給食のない日（土曜日や長期休業期間など）はお弁当と水筒が必要です。
- 児童の体調が悪いときや、クラブでケガをされたときは、保護者の緊急連絡先に電話し、お迎えに来ていただく場合があります。
- 感染の拡大を防ぐため、新型コロナウイルス・インフルエンザなどの病気にかかっている期間は、クラブはご利用いただけません。
- クラブで事故やけがをされた場合は、加入している傷害保険から保険金（見舞金程度）が支払われる場合がありますが、その責は負いません。
- いたずらなどで、学校やクラブの備品を破損された場合は、弁償していただくことがあります。賠償保険への加入は、各ご家庭でお願いいたします。
- 支援員の指示に従わず集団生活に支障がある場合や、利用時間の超過、無断欠席などが頻繁にある場合は、入所決定を取り消すことがあります。

9 Q & A

令和5年度に新1年生になります。入学式の前から利用したいのですが。

- 4月2日からご利用可能です。（4月2日が土日の場合はその次の平日からになります。）しかしながら、お子様にとって新しい環境ですので、入学式後の利用開始が望ましいかと思えます。入学式後からの利用を希望される場合は、事前にクラブへご連絡ください。

一斉申込の受付期間を過ぎてしまいましたが、申込をしたいです。

- 空きのあるクラブは随時受付をしますので、子育て支援課に空き状況をご確認のうえ、申し込んでください。申し込みが定員に達したクラブについては、申込書類を受理することができません。代わりにおのっこクラブへの申込をおすすめしていますが、どうしても自校のクラブの利用をご希望であれば、子育て支援課保育係にお越しいただき、児童氏名と保護者連絡先をお伝えください。空きが出た時点で、ご連絡をさせていただきます。なお、待機順位をつけることができませんので、夏休みなど長期休業期間については、別途申込が必要です。

宿題はみてもらえますか。

- 各クラブでは毎日 30 分程度、宿題をする時間は設けていますが、支援員が学習指導をすることはできません。事前に各ご家庭で宿題についてのルールを決めていただき、宿題の点検はおうちで行ってください。

休所はできますか。

- 1 か月お休みすることは可能です。しかし、継続して2か月以上の休所はできません。

休所希望月の前月20日までに「休所届」の提出が必要になります。

長期休業期間だけ利用したいのですが。

- クラブに空きがあれば、夏休みや冬休みのみの利用をしていただくことも可能です。夏休みは6月頃、冬休みは11月下旬～12月上旬頃に受付をしています。事前にお電話やホームページで空き状況や締切を確認のうえ、申込をしてください。なお、春休みのみの利用は、年度をまたぐため受付できません。(3月と4月の2か月分の申込で対応していただくことは可能です。)

警報が出た時はどうなりますか。

- 小野市に警報が発令されている場合は、その日のクラブはお休みになります。警報が発令された時点でクラブに児童が来ている場合、又は学校が一斉下校となった場合は、保護者の緊急連絡先に電話しますので、早急にお迎えをお願いします。

なお、途中で警報が解除されても、クラブは開所しませんのでご了承ください。

※警報の発令に係わらず、学校が臨時休業を決定した場合はクラブもお休みです。

市と委託業者の役割はどうなっていますか。

- 委託業者が、現場の運営を行い、利用料のうちおやつ代・雑費を徴収させていただきます。市は、クラブの入所・退所の決定と利用料（おやつ代・雑費を除く）の徴収、及び現場運営の監督をします。

10 お問い合わせ先

小野市市民福祉部子育て支援課保育係 0794-63-1000（内線 612）

【おのっこクラブのご案内】

実施場所	神戸電鉄小野駅ビル 3 階
開所日と時間	学期中：授業終了後～19 時 振替休日、長期休業期間、第 2・4 土曜日：8 時～19 時
利用料	月額 9,000 円（おやつ代 1,500 円を含む） ※8 月は 15,500 円（おやつ代 1,500 円を含む） ※第 2・4 土曜日は、日額 1,060 円（おやつ代 60 円を含む）がかかります。
登所について	小野小からは徒歩、小野東小・市場小・大部小からはお迎えのバスがあります。
申込・お問い合わせ	神戸電鉄ライフサポート事業本部 078-576-8725